

寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出と添付資料について (ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」(ワンストップ特例申請)は、確定申告や住民税申告をする必要のない方が、確定申告をしなくても寄附金の税額控除が受けられる制度です。この制度をご利用される方は、申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに提出してください。

※ご注意下さい

- ・医療費控除等、確定申告を行う場合は、ワンストップ特例申請が無効となりますので、必ず、確定申告の際に寄附金の控除申告も行ってください。(本市への連絡は不要です)
- ・ワンストップ特例申請を行う自治体数(寄附回数ではありません)が年間5団体を超えると、申請は全て無効となります。
- ・マイナンバー通知カードが廃止されたことにより、住所・氏名が住民票の記載事項と一致しないマイナンバー通知カードは、個人番号確認書類として利用できなくなりました。(マイナンバーカード、または個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書で個人番号の証明が可能です。)

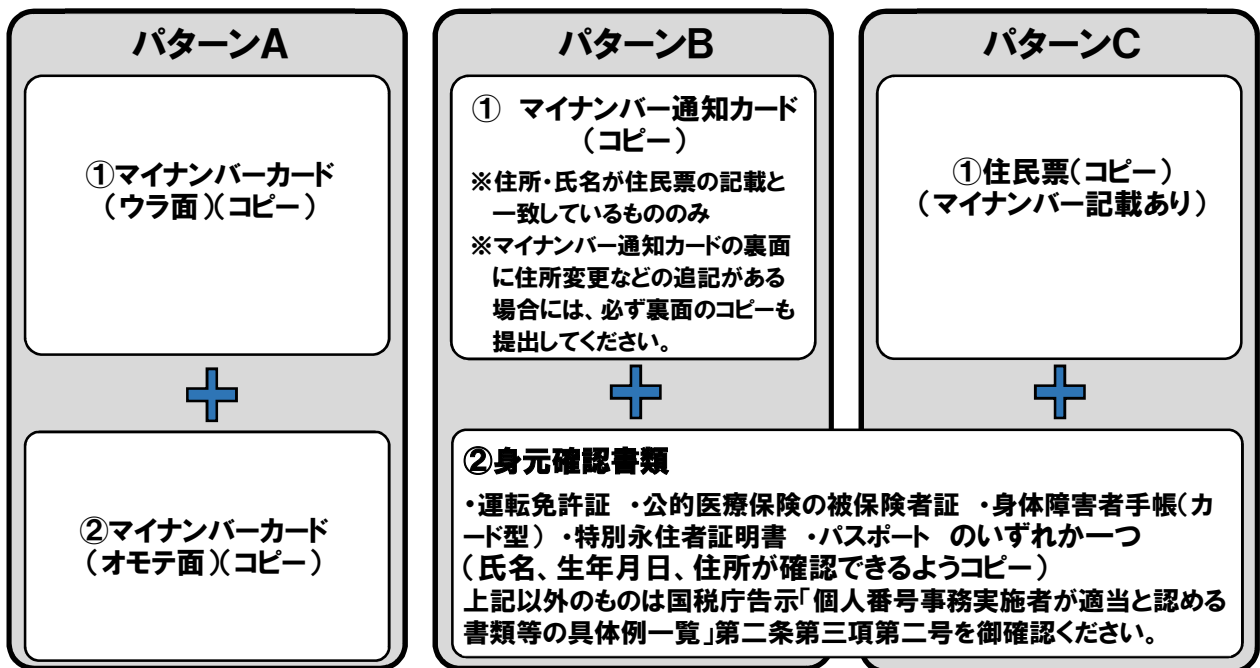
1 提出先・提出期限

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市財政局資金課ふるさと納税担当

※寄附をした年の翌年1月10日まで(必着)に郵送でご提出ください。

2 個人番号確認書類及び身元確認書類をそれぞれ申請書と同封にて提出してください。

次の3パターンのうち、いずれかの方法で書類をご用意ください。



申請書提出前にもう一度確認を！！

	確認事項	チェック
1	郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、個人番号、性別、生年月日は税額控除対象者のものが正しく記入されていますか？	<input type="checkbox"/>
2	押印はされていますか？ ※特にご注意	<input type="checkbox"/>
3	寄附年月日、寄附金額は正しく記入されていますか？	<input type="checkbox"/>
4	本人確認書類は正しい組み合わせで用意されていますか？	<input type="checkbox"/>

寄附金税額控除に係る申告特例申請書の記入方法 (ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

※ご注意下さい

「⑫」「⑬」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は使用せず、必ず確定申告又は住民税申告でふるさと納税寄附金の申告を行ってください。

①寄附された年が記載されているかご確認

②提出日をご記入

令和 3 年寄附分 東町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

令和 年 月 日	川崎市長 殿	整理番号	
住所	〒	フリガナ	⑤氏名とフリガナをご記入
		氏名	印
		個人番号	⑦個人番号(マイナンバー)をご記入
電話番号		性別	男 女
	④電話番号をご記入	生年月日	明・大・昭 年 月 日 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。...

あなたが支出した地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。...

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。...

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全額の寄附金(同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。)についての申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。...

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。...

①地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。①特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者。②特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者。

②地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。...

⑥押印してください

⑧性別

⑨生年月日をご記入

⑩寄附日

⑪寄附金額をご記入

⑫チェック(確定申告しない)

⑬チェック(寄附先が5か所以内(予定))